

I いじめの防止等のための対策における基本的な考え方

<いじめの定義>（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等を行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの防止等に関する基本的な考え方>

- いじめを生まない、許さない学校づくり
- すべての児童をいじめから守り通し、児童たち自らがいじめへの認識をもち、いじめを絶対にしない集団づくり
- 未然防止・早期対応に徹する組織対応、学校・家庭・地域・関係諸機関との連携強化・組織づくり

<小松川第二小学校いじめ防止基本方針>

- [基本方針1]「いじめをしない させない 見逃さない」学校づくりに努める
- [基本方針2]いじめ防止の理解を深める道徳教育や人権教育の充実を図り、児童の道徳心を育む
- [基本方針3]児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育む
- [基本方針4]すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」という人権感覚をもって指導にあたる
- [基本方針5]いじめ未然防止・早期発見の様々な手段を講じいじめ問題を早期かつ迅速に解決する
- [基本方針6]保護者・地域・関係諸機関との連携を図り、組織全体で全力でかつ迅速に対処する

III いじめ防止等にかかわる学習及び研修

<いじめ防止にかかわる学習（いじめ防止プログラムの実施）>

いじめ防止プログラム年間指導計画を作成し、学級の実態に応じて個々のプログラムを適宜選択して取り上げる
 （1）【いじめを傍観しない基盤づくり】（2）【いじめを生まないための互いの個性の理解】（3）【いじめを生まない望ましい人間関係の構築】（4）【いじめを絶対にしないための気持ちの調整】

<いじめ防止にかかわる研修>

個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるため、校内でいじめに関する研修を充実させる。その際、警察等の外部関係機関等とも連携を図り、様々な視点から研修を行う。

【研修項目】

「いじめ問題の見方・考え方」「いじめの未然防止に向けた学校の対応」「いじめの早期発見」「いじめの早期発見のための情報共有の工夫」「いじめの早期対応と校内体制」「保護者・地域との連携」「スクールカウンセラーとの連携」「相談環境の充実」「児童の効果的な面接の実施」「警察との連携」

II いじめ対策の対応・対策に関する取組

<いじめ防止対策委員会の設置>

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、以下の職員で組織する。
 校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・各学年主任・特別支援教育コーディネーター
 スクールカウンセラー(SC、SSW)・該当学級の担任・外部専門家

<いじめ防止の具体的な取組（4つの段階に応じた対応・対処）>

（1）未然防止

- 教職員の指導力向上と組織的対応
学校いじめ対策委員会の設置、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめに関する研修の実施、等
- いじめを防止し、見て見ぬふりしないための取組
いじめに関する授業の実施、児童会による主体的な取組への支援

（2）早期発見

- いじめの「見える化」① ～児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～
全教員による児童の観察、スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）
- いじめの「見える化」② ～被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信～
定期的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用、都教委作成「いじめ防止カード」の活用
- 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- 保護者・地域との連携
学校便りや保護者会の積極的な活用、すくすくスクールとの連携

（3）早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした対応
把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組
被害の児童の安全確保とSC等を活用した、児童の子供に対する組織的・継続的な観察・指導
- 所管教育委員会・関係機関との連携
教育委員会への報告と支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力
- 保護者・地域との連携
保護者会の開催、PTAの活用、地域の登下校見守り

（4）重大事態への対処

- 被害の児童の保護・ケア
被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、SCによる家庭状況把握とケア
- 加害の児童への働き掛け
別室学習の実施、警察への相談・通報、加害の児童とその保護者に対するケア
- 所管教育委員会・関係機関との連携
教育委員会への報告と連携、福祉機関や医療機関との連携、都教委いじめ問題解決チームの活用
- 保護者・地域との連携
いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応
法第28条に基づく調査、法第30条に基づく再調査